

リーガルサポート発第68号

平成27年4月21日

支 部 長 殿

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート

理 事 長 松 井 秀 樹

**再発防止策と不祥事事例概要に関する会員への
周知等について（お知らせ）**

日頃より、当法人の事業活動に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、かねてよりお知らせしておりました通り、平成27年3月30日付で公益認定等委員会へ提出いたしました「会員の不祥事を受けての再発防止策について」および「不祥事事例概要」について、会員宛てに送付することいたしましたので、その旨お知らせいたします。

なお、別紙文書は、会員に対し、4月24日以降に到達する予定です。

記

- ・再発防止策と不祥事事例概要について（お知らせ）
- ・別紙1 会員の不祥事を受けての再発防止策について
- ・別紙2 危険因子による通帳等原本確認に関する実施要綱
- ・別紙3 危険因子としての事実等チェックリスト
- ・別紙4 会員の執務状況の調査等に関する規程

以上

平成 27 年 4 月 24 日

会 員 各 位

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート
理 事 長 松 井 秀 樹

再発防止策と不祥事事例概要について（お知らせ）

日頃より、当法人の事業活動に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、かねてより検討してまいりました「会員の不祥事を受けての再発防止策について」が平成 27 年 3 月 24 日理事会で承認され、3 月 30 日公益認定等委員会へ提出いたしました。

つきましては、会員に対し、不祥事事例概要とともに送付いたしますので、ご高覧くださいようお願い申し上げます。

なお、再発防止策の主な項目は下記のとおりです。

1. 業務報告の 2 か月超遅滞の会員を 0 にする。
2. 危険因子が顕在化した会員の受託事件について、預金通帳・定期預金証書等の原本を確認する。
3. 全会員の事務所訪問等を行い、会員が受託している全件について、執務状況、特に通帳等の管理状況の確認のほか、預金通帳・定期預金証書等の原本確認等を行う。
4. 調査対象会員が拒否して原本確認できない等後見事務遂行に何らかの懸念が生じている場合、その旨を家庭裁判所に情報提供し、家庭裁判所による審問、調査人の選任、後見監督人の選任、後見人の追加選任等の立件・指示を促す。
5. 危険因子が顕在化した場合の原本確認調査及び全件原本確認調査の原本確認調査を会員が拒否した場合、司法書士会会長に対し、綱紀調査委員会へ調査付託する等の対応を促す。
6. 当法人は、当法人に対する業務報告の未報告により除名した会員について、司法書士法第 2 条に抵触するものとして司法書士会に対し会長指導等を促したうえで、法務局又は地方法務局長に対し、懲戒処分を申立てを行う。

なお、近々に再発防止策に関する研修会（「指定研修」として新規名簿登載及び名簿更新登載の要件とする。）を実施し、支部に収録した DVD を配布いたしますので、研修会への参加もお願い申し上げます。

当法人は、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とした公益社団法人であり、その会員が、被後見人の財産を横領することは許されないこととなります。

このような横領事件が二度と起きないように当該再発防止策を実施して、当法人の社会的役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、会員におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

不祥事事例概要

【岡山県支部会員】

会員は、司法書士会副会長であった。過去には当法人支部役員も務めていた。

会員は、法定後見事件で預かっている財産の中から金員を横領した。会員は岡山地方検察庁へ自首した。

横領額については、現時点において刑事事件の公判によって明らかになっている横領額は約5000万円である。

報道によると、岡山地方検察庁の取調べに対し「事務所の経営不振や土地購入で資金繰りに困り、資金不足の穴埋めに使うためだった。」との趣旨の供述をしている。

当該事件については、支部役員及び司法書士会役員の事情聴取により岡山県支部は横領の事実を認識した。

【徳島県支部会員】

会員は、司法書士会副会長であった。

会員は、当時、法定後見事件を1件受任していた。

会員は、管理財産のうち、定期預金を数百万円単位で次々と解約し、その金員を横領し、事務所経費、ギャンブル（競艇）、遊興費等に流用した。

会員は、被後見人の相続人に対し横領額を返還した。

【大阪支部会員】

会員は、当時、法定後見事件1件を受任していた。

約1年間において、1回につき5万円から20万円に分けて出金し、その金員を横領し、生活資金やギャンブル（競馬）に流用した。

このうち、競馬で儲けた際に約150万円返金しており、横領額は約550万円、実質的な被害額は約400万円であると思われる。

会員は、警察署に自首した。

平成27年3月30日

会員の不祥事を受けての再発防止策について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 松井秀樹

【はじめに】

今般、当法人の会員が被後見人の財産から横領する事件が複数発生した。

当該会員の行為は、制度利用者本人及び関係者の信頼を大きく裏切る行為であり、かつ成年後見制度に対する国民の信頼を揺るがす許し難い行為である。

当法人は、成年後見制度に対する信頼をも失墜させかねない重大な事態であることを真摯に受け止め、今後このような事件が起こらぬよう、ここに再発防止策を取りまとめ、着実に実施して再発を防止する所存である。

さて、当法人は、平成11年12月、当時の民法法人である社団法人として設立されたが、その準備時期において、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）は、当法人の骨格となる財産管理センター構想を公表した。

この財産管理センター構想においては、所属する会員の担当する後見事件の「管理監督機能」を整備し、判断能力の低下した高齢者・障害者の権利の擁護を図ることを想定していた。

この「管理監督機能」は、当法人の公益目的事業として現在の「公1-①専門職後見人指導監督事業」に引き継がれている。

そもそも、本人に代わって第三者が財産管理する場合、受任者の管理状況は委任者が精査し監督することを、我が国の民法は原則としている。

しかし、判断能力が低下した高齢者・障害者においては、自身での精査・監督を期待できない状態であることから、民法においては成年後見制度において、家庭裁判所に監督権限を与え、選任された後見人はその監督に服すこととしている。

つまり、後見人の事務は、たとえ後見人が自律した法律家であっても監督されるべきことは、所与の普遍的な理であることを認識すべきである。

ところで、我が国の家庭裁判所は、昭和23年に家事審判法施行と同時に地方裁判所の特設支部として家事審判所が開設されていたが、翌年昭和24年に家事事件及び少年事件を取り扱う家庭裁判所として再スタートし、全国で本庁49庁、支部228庁が設置された。

その後、従来の禁治産・準禁治産制度を改め、新しい成年後見制度が平成12年4月にスタートし、事件件数が急激な勢いで増加しているにもかかわらず、家庭裁判所設置数は、平成26年7月1日現在、本庁50庁、支部203庁、出張所77ヶ所に過ぎない。

また、家庭裁判所を構成する裁判官ほか裁判所職員の数の増加も制度利用件数増加に伴っておらず、家庭裁判所の事件の取扱状況は厳しい状態であるといわざるを得ない。

そのような状況下において、家庭裁判所は、専門職後見人に対する監督より、親族後見人等に対する監督に重点を置いて注力せざるを得ず、その手薄な分、専門職後見人に対する監督機能を専門職団体へ期待している。

これを受けて、社会からのニーズに応え、公益的役割を果たすため、司法書士界として、司法書士による成年後見業務は、司法書士会員が当法人へ入会し、当法人の公益目的事業として会員を指導監督することとしたのであり、よって当法人は実効性のある指導監督機能を果たさなければならない。

司法書士界は、当法人及び当法人の会員を含めて、今回の横領事件の発生がそのような状況下で起きており、社会からのニーズ、公益的役割に十全に応えることができていない状態であることを重大に認識しなければならない。

よって、長期的観点において国としての司法インフラの整備の必要性を求める必要があるが、その整備が一朝一夕には実現できない現状を踏まえ、短中期的観点から、以下の再発防止策を実施することとする。

【今まで講じてきた再発防止策】

当法人の公益目的事業の一つとして、専門職後見人の養成制度としての研修制度と専門職後見人に対する指導監督制度としての執務管理制度の二つの制度がある。これらの制度が相伴って、専門職後見人を養成・指導監督している。

研修制度と執務管理制度の概略と、今まで講じてきた再発防止策は次のとおりである。

1. 研修制度

(1) 特色

当法人の研修制度は、後見人等候補者名簿登載制度（以下、「名簿登載制度」という。）として継続的な研修のシステムとして確立してきた。この名簿登載制度は新規名簿登載制度と名簿更新登載制度の二つの制度があるが、これはお互いに密接不可分な関係にある。

(2) 名簿登載制度

① 内容

(ア) 二つの制度、研修、科目、単位

前述のとおり名簿登載制度は、新規名簿登載制度と名簿更新登載制度の二つに分かれる。それぞれの登載に必要な研修を、新規研修、更新研修という。1科目は1単位以上2単位までとして、会員に広く研修を受けてもらうように工夫している。なお、1単位は1時間である。

(イ) 新規名簿登載制度

会員が新規名簿登載をするためには、12科目18単位以上の研修を受講して、名簿登載の申請をする必要がある。

(ウ) 名簿更新登載制度

名簿更新登載制度は、当法人の大きな特色である。2年間で12単位以上の更新研修を受けて、名簿登載を更新していくという制度である。

② 名簿登載の効果（役割）

(ア) 家庭裁判所から後見人等の推薦候補者の依頼があった場合は、名簿登載者を推薦

- (イ) 相談者、任意後見受任者の推薦も名簿登載者を要件
- (ウ) 身元信用保険の代替金交付制度の対象は、名簿登載者に限定

③ 東京家庭裁判所における名簿未登載者の取扱い

東京家庭裁判所においては、平成25年6月から、次のような運用が始まった。第1は、専門職（弁護士・司法書士等）を後見人等に選任する場合、専門職団体の推薦名簿に登載されている者のみを後見人等に選任することとし、名簿未登載の専門職は、原則として後見人等に選任されないこと。第2は、専門職が後見人等に就任後、名簿登載の更新ができずに名簿未登載者となった場合、専門職の後見監督人が付される場合があるということである。このような取扱いを、全国の家庭裁判所にも広げていくべきであると考えます。

(3) 研修制度における今まで講じてきた再発防止策

① 倫理研修の必修化（平成20年）

今までは倫理研修を名簿登載時には必修としてきたが、名簿更新時も必修とした。それとともに、特に更新時には、問題事例に基づくグループ討論形式や事前に問題に対する回答を提出させ、講義の中で講師が論評を加える形式等工夫をするように指示した。

② 新規研修の12科目の内容を全国的に統一して実施（平成25年）

今までは、12科目18単位以上の研修のうち、人権、福祉・医療、後見実務、倫理の四つの分野から各1.5単位以上、合計6単位以上の研修を受講することを必須としていた。しかし、平成25年4月から、基礎的な研修12科目を全国的に統一して具体的科目のテーマ・内容まで定め、すべて必須科目とした。その中には、成年後見制度の理念、後見人としての倫理、基礎的な後見実務、福祉・医療関係の知識等を含み、これから後見実務を行う会員にとって最低限度必要な基礎的な研修となるように工夫した。登記業務を中心とする従来型の司法書士にも後見業務の特殊性を自覚させる狙いがあった。

2. 執務管理制度

(1) 会員の成年後見業務に対する当法人の監督の概要

会員は、定期的に業務報告を当法人の支部（以下「支部」という。）に提出し、支部の執務管理委員は、それを精査して指導監督する。会員の業務報告の提出は当法人定款上の義務である。現在、多くの支部では、支部運営規程に基づき半年ごとに会員に報告させるが、中には独自の基準を設けてより厳しく3か月ごとや4か月ごとに報告を求める支部もある。

家庭裁判所への報告書提出の頻度は、一般に、1年に1回程度であるから、当法人の場合は、家庭裁判所よりも細やかな監督を実施している。もちろん、この報告義務は、支部からの推薦事件であるかないかに関わらず、会員のすべての受託事件が対象となっている。

本部は、支部の執務管理委員会を、支部訪問やブロック執務管理委員会を通して、支援し、指導監督する。

(2) L Sシステムについて

平成25年12月1日から全支部でL Sシステムと称するクラウドシステムを利用したインターネットによる会員からのデジタル入力による報告とそれに対する支部執務管理委員による精査方式を開始した。この趣旨は、益々増大していく後見事件についての報告・精査の事務を合理化し、支部や本部の事務局、それから会員や支部の役員、委員の負担を軽減させる点にある。ただし、任意後見事件・任意代理事件については今までどおり、当法人へ個人情報を提供する旨の本人の同意を得た上で書面による報告方式で行っている。

このL Sシステムの大きな特徴は、前回の報告と今回の報告の現預貯金残高の変動が収支予定に基づく変動予測額の許容範囲外にある場合には、不自然な報告内容の見過ぎがないようにアラートが出るといった機能を有している点である。この機能については、さらに大量の事件を合理的に精査できるシステムに改善していく予定である。

(3) 執務管理制度における今まで講じてきた再発防止策

① 報告書提出による執務支援方式を、原則として支部が精査する体制に移行（平成20年）

本部で行う「全国会員の報告書精査体制」には物理的に限界があることに加え、会員に一番身近に接する支部において懇切丁寧な指導支援がなされることが会員の不祥事防止には実効性があるとの認識があった。

② 業務報告書の未提出を解消するための取組み

業務報告書を提出しない会員が不祥事を起こすといった傾向があり、当法人としては、全会員が業務報告書を100%提出するようにするために力を注いできた。

(ア) 継続受託事件数等一斉調査の取組み（平成22年）

平成22年9月から毎年1回、9月末日現在の継続受託件数について全会員に報告させる取組みを実施してきた。会員の報告する事件数と支部が把握している事件数の相違については、聞き取り調査をしてその理由を明らかにさせ、全会員から報告書を提出させるための運動を進めてきた。この運動により、全会員からの報告数は格段に増加した。

(イ) 除名手続（平成25年）

支部や本部からの働きかけや説得にも一切応じず、業務報告書を長期間頑なに提出しない会員が、少数ではあるが存在した。そのような会員に対しては、業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針（以下、「運用指針」という。）を策定し、会員等に関する処分等に関する規則を改正して、最終的には除名手続という厳しい処分を行うことにした。

平成26年1月及び平成27年1月には、当法人の臨時総会において、支部・本部からの督促にも一切応じない会員合計10名を除名した。会員が業務報告書を提出しなければ、当法人の公益目的事業である会員に対する指導監督ができない以上、やむを得ない処分であった。

(ウ) 家庭裁判所に対する当法人会員の後見人等選任通知を求める活動（平成24年）

継続受託事件数等一斉調査は会員の任意に基づく調査であって、受託事件を故意に隠す会員がいた場合、当法人としては指導監督に限界がある。これを解決す

るためには、家庭裁判所から支部に対し、会員の選任情報を通知して支部が会員の選任状況を把握する方法がある。ただ、選任状況の通知に応じる家庭裁判所は増えつつあるが、未だ少ない。

③ 苦情対応について（平成22年）

（ア）支部における苦情対応の状況調査

支部において、苦情等が寄せられた場合、対応する部署、その後の対応の流れ、支部における苦情記録とその管理方法など、対応状況について調査し、その調査結果を本部に報告する。

（イ）苦情等対応時に業務報告書の提出状況の確認

外部から苦情等が寄せられた場合、支部は必ず当該会員の業務報告書提出状況を確認し、もし業務報告書の未提出がある場合は指導を徹底する。

④ 法定後見等業務遂行報告書に個人を特定する事項をマスキングした預金通帳（最終頁のみ）・定期預金証書の写しの添付（平成23年）

当法人の業務報告は、個人情報保護法施行後は、個人の特定につながらない様式で報告を求めている。その報告内容中、「預貯金の総額」を偽って報告した会員による横領事件が発生したため、これに対する不正防止策として導入した。

【従来の再発防止策の強化】

①業務報告の2か月超遅滞の会員を0にする。

*業務報告をしない会員、報告が遅れている会員が不祥事を起こすといった傾向があるので、業務報告を2か月超遅滞の会員を早期に0とする取組みを強化する。業務報告書提出義務の履行に関する運用指針に基づき、全国一斉にこの取組みを強化する。

②支部における専門職後見人指導監督事業、特に業務報告内容の精査体制の充実及びその技術を向上させるため必要な予算措置を講じ、これまでの横領事件等を分析して、得られた情報を取りまとめ、支部における執務管理委員の事業遂行上の研修等を行う。

*支部執務管理体制の充実及び委員の精査技術の向上は不可欠の課題である。人員の増強はもちろんのこと、その精査体制を充実させ、精査マニュアル（支部執務管理委員会向けに平成26年度作成）に基づく支部における研修の実施、本部執務管理委員会による支部訪問時での活用、ブロック執務管理委員会での研修の実施等を通して、支部執務管理委員の精査技術の向上を図る。

③身元信用保険代替金の1名あたりの交付金額の見直しを行う。

*従来加入していた身元信用保険契約が平成25年3月をもって終了し、同年4月から当法人名簿掲載会員の横領行為等の不誠実行為によって生じた損害について、見舞金の趣旨で名簿掲載会員1名につき500万円を支払う「身元信用保険代替金」を設けているところ、最近の損害金額の大きさに比してその補填額としては少ないのではないかと意見もあるため、交付金の額を見直すこととする。

しかし、身元信用保険代替金の額を増額することにより横領行為を誘発しモラルハザードを生じさせるとの危惧があり、また、会員が納入した会費を原資として被害の全部又は一部を実質的に補填するため、その増額には会員の合意形成の必要があること、さらに、財政上の問題もあることから慎重な検討が必要である。

【新たな再発防止策案】

1. 当法人の主体的実施事項

①危険因子が顕在化した会員の受託事件について、預金通帳・定期預金証書等の原本を確認する。

*この危険因子が顕在化した会員に対して行う預金通帳・定期預金証書等の原本確認とは、家庭裁判所に対する報告の遅滞、当法人への業務報告の遅滞、関係者からの苦情申立て等の事実を当法人が把握したこと等別紙「危険因子としての事実等チェックリスト」記載の事実を当法人が把握した場合、別紙「危険因子による通帳等原本確認に関する実施要項」に基づき、会員が管理する被後見人名義の預金通帳・定期預金証書等の原本を確認し、預金の存在確認をすることである。

支部において実施するが、支部の調査権限及び会員の調査受忍義務は、定款第4条、会員執務規則第6条の2に規定済みであるが、さらに明確化するため、支部運営規程基準を整備した。今後は、各支部の総会において支部運営規程を改正する予定である。

②必要に応じて事務所訪問を行う。

*過去の横領事件において、事務所内の整理整頓ができておらず、重要証書類の適切な保管ができていないことが一部あったことから、支部において、執務状況及び重要証書類の保管状況を確認することを目的として実施する。

③調査対象会員が拒否して原本確認できない等後見事務遂行に何らかの懸念が生じている場合、その旨を家庭裁判所に情報提供し、家庭裁判所による審問、調査人の選任、後見監督人の選任、後見人の追加選任等の立件・指示を促す。

*当該懸念が生じている場合は不正行為のリスクが高まっているものと考えられることから、家庭裁判所による適切な対応を促すため、当法人から最高裁判所に対し、支部と家庭裁判所において上記対応に関する協議を行うことを要請する。

そのことにより、原本確認を拒否する、居留守を使う等して調査を妨害する会員に対し、家庭裁判所の強制力のある措置を講じられる可能性を予見させ、原本確認調査の実効性を高めることを目的とする。

④本部事業として、全会員の事務所訪問等を行い、会員が受託している全件について、執務状況、特に通帳等の管理状況の確認のほか、預金通帳・定期預金証書等の原本確認等を行う。

*横領等犯罪行為の抑止力を備えることを目的として、事前に全会員に周知し、何

ら危険因子が顕在化していない会員に対しても事務所訪問を行う。この事務所訪問は、当法人のすべての会員を対象として順次行う。

その際、仮に原本確認を拒否する、居留守を使う等して調査を妨害する会員に対しては、上記③の家庭裁判所への情報提供を行い、家庭裁判所の強制力のある措置を講ずるよう促すことを想定している。

この対策案は、真摯に成年後見業務を行っている会員にとっては快いものではないことは想像に難くない。

しかしながら、このように当法人の会員による横領事件が複数発生する現状においては、【はじめに】で記述したとおり、法律家であっても監督されるべきこと、我が国の家庭裁判所の設置数等が不足している状況から当法人に会員への指導監督が期待されていること、さらにこれら社会からのニーズを受けて、公益的役割を果たすため、司法書士界が社会に対する役割を積極的に果たす自主的な対策として制度化したものであることの内部的な理解を求め、周知を図りたい。

当該対策は本部直轄事業として実施するが、当法人としての調査権限及び会員の調査受忍義務は、定款第4条、会員執務規則第6条の2に規定済みであるが、さらに明確化するため、「会員の執務状況の調査等に関する規程」を制定した。

⑤ L S システムへの移行率を向上させるため、本部及び支部が会員に対し働きかけを行う。

*平成25年12月1日から業務報告書の報告内容を事務所のパソコンからデジタル入力し、入力データはインターネット上のデータセンターで保管するクラウドシステムを利用した「L S システム」と称するコンピュータシステムの業務報告に関する部分を本格稼動した。

L S システムの導入により、従来、業務報告書は書面であったものが、報告情報がデータ入力・管理となり、多くの支部が司法書士会に委託している支部事務局の事務負担が軽減され、かつ、会員からも業務報告の事務負担が軽減されたとの意見が寄せられている。

L S システムを活用することによって、会員の業務報告の作業を効率化することにより、業務報告未提供を減少させることが期待できる。

また、本部において、L S システム利用会員全員の就任状況、業務報告の提供状況、支部における精査状況を集約した統計数字により、鳥瞰的かつリアルタイムで状況を把握することができることから、専門職後見人指導監督事業における適切な対応が可能となる。よって、L S システム移行率100%を目指すことは重要課題と考えている。

⑥ 当法人に執務手続の公正を確保するための第三者検討委員会を設置するか、外部のコンサルタント会社に調査・分析を依頼する。

*外部理事からの提案された事項であり、平成27年度に一定の予算措置を講じて実施する。

⑦ 後見制度支援信託に関する利用の検討を行う。

*当法人は、平成23年11月の理事長声明により、「後見人の不正行為の防止策としては、家庭裁判所の物的・人的整備の拡充により監督機能の強化を図ることが本来の姿であり、その意味において、一時的・代替的な対応策」との位置づけで協力を表明しているものである。

また、この制度は、弁護士会その他の専門職団体との協議を重ねて導入した経緯があり、専門職後見人（司法書士）にこれを適用するにあたっては、他の専門職団体との合意形成が不可欠となる。

以上の点に加え、当法人の第三者機関であり、学識経験者で構成される業務審査委員会からは、「本来の成年後見制度の理念に反することのないように」との指摘を受けているところでもあり、これらを踏まえ慎重な検討が必要であると考えている。

2. 家庭裁判所への要請事項

①上記1③（原本確認等できないことの家庭裁判所への情報提供）の運用について、最高裁判所事務総局家庭局に対し、家庭裁判所と支部との協議を行えるよう要請する。

*当該運用は、裁判官の裁判事項に属するため、個々の事件ごとに裁判官が判断することとなるが、家庭裁判所の裁判官に対し、一つの選択肢として事前に当該運用の説明をする必要があるからである。

原本確認を拒否する、居留守を使う等して調査を妨害する会員に対し、家庭裁判所の強制力のある措置を講じられる可能性を予見させ、原本確認調査の実効性を高めることを目的とする。

②支部が会員の受託事件を把握するため、家庭裁判所が会員を成年後見人等に選任した場合、支部に対し、①会員名、②類型及び後見人・後見監督人の別、③選任日を通知することについて、再度、最高裁判所事務総局家庭局に対し、未実現の家庭裁判所と支部との協議を行えるよう要請する。

*この件は、最高裁判所に対し、平成23年に同様の要請を行い、最高裁判所から各家庭裁判所に対し、当法人からこのような申し出があったことが周知された経緯がある。

しかし、その後、支部との協議を経て要請事項が実現した家庭裁判所は15庁（ただし、本庁のみで家庭裁判所の支部等は実施していないところもある。）に留まることや、今回の横領事件を管轄する家庭裁判所においては未実現であったことから、再度、最高裁判所に対し要請することとする。

このことにより、会員が実際に就任した事件数と会員から報告事件数を対比することができ、未報告事件の実数を把握して適切な対応を可能とすることを目的とする。

③家庭裁判所に対する報告を遅滞している会員について、必要に応じて、支部に対し、①会員名、②類型及び後見人・後見監督人の別、③報告期限を通知することに

ついて、再度、最高裁判所事務総局家庭局に対し、家庭裁判所と支部との協議を行えるよう要請する。

*この件は、最高裁判所に対し、平成23年に同様の要請を行ったが実現しなかったものであるが、今回の横領事件においては、長期間家庭裁判所に対して報告していなかった事例が含まれていることから、再度、最高裁判所に対し要請することとする。

なお、家庭裁判所の裁判官は、報告期限を徒過した後見人に対しどのような対応を講ずるかは、裁判官に専属する裁判事項に属し、裁判官の判断によるが、仮に家庭裁判所から当該情報提供を受けた場合、当法人としての対応は、上記1③（原本確認等できないことの家庭裁判所への情報提供）を想定し、支部による指導及び原本確認が実施されることになる。

その場合、仮に原本確認を拒否する、居留守を使う等して調査を妨害する会員に対しては、上記①の家庭裁判所への情報提供を行い、家庭裁判所の強制力のある措置を講ずるよう促すことを想定している。

3. 司法書士会との連携

①司法書士会及び支部の苦情情報の共有

(1) 司法書士会市民窓口等における苦情情報（特に危険因子に関する情報）については、司法書士会の市民窓口苦情対応部署に支部長又は副支部長が苦情対応員に就任し、苦情情報を共有する。

(2) 支部における苦情情報（特に危険因子に関する情報）についても、その把握した事実を司法書士会へ迅速に情報提供する。

*平成26年1月、日本司法書士会連合会及び当法人は、会員に関する非違情報（苦情情報）の通知を要請する通知文書を司法書士会及び支部に互いに発信しており、会員に対しその旨を周知したが、単なる通知要請では、不祥事に対して迅速に対応することが困難であることから、司法書士会との連携協力関係を一層進めて、苦情等（特に危険因子の顕在化）に関する情報は、当法人と司法書士会がほぼ同時に情報に接する環境を整えることが不可欠である。

そこで、司法書士会が設置する市民窓口（苦情相談窓口）の機能強化を図り、ここに寄せられる苦情等を積極的に活用して不祥事の防止や早期発見、被害拡大の防止に活かすためにも、支部長等の支部役員がその苦情対応部署の苦情対応員に就任することによって、支部と司法書士会との間で情報を共有できるだけでなく、緊急対応が必要な場合には、より適切で機動的な対応が可能となる。しかも、情対応部署に成年後見業務に精通した者が関与することにより苦情当事者に対し、適切なアドバイスが可能となる。

なお、当法人では、支部が把握した苦情情報（特に危険因子に関する情報）等を迅速に司法書士会へ情報提供することを確認している。

②会員の横領等の不正行為が疑われる場合

- (1) 司法書士会会長に対し、綱紀調査委員会へ調査付託する等の対応を促す。
(2) 司法書士会と支部が迅速に情報交換を行い、連携協力して調査をする。

*会員の不正行為が疑われる事実が判明した段階では、危機管理の観点から、その事実確認並びに被害拡大防止の対応が求められる。特に不正が強く疑われる場合、当法人支部は、司法書士会会長に対し、綱紀調査委員会に調査付託する対応を促すとともに、司法書士会と支部が迅速に情報を交換し、連携協力して事実の調査を行い、さらに被害拡大防止のため、緊急対応における連携、役割分担を定め、秘密保持に関する点にも考慮し、協力関係を構築する。

- ③上記1①（危険因子が顕在化した場合の原本確認調査）及び1④（全件原本確認調査）の原本確認調査を会員が拒否した場合、司法書士会会長に対し、綱紀調査委員会へ調査付託する等の対応を促す。

*不正行為が確認できない場合であっても、当法人による原本確認を会員拒否又は居留守を使うなどして調査をした場合、上記1③のとおり、その旨を家庭裁判所に情報提供し、家庭裁判所による必要な措置を講ずるよう促すこととしているが、それに加えて、司法書士会と連携して綱紀調査委員会の調査発動を促し、当該会員に対し、綱紀調査委員会の強制力のある措置を講じられる可能性を予見させ、原本確認調査の実効性を高めることを目的とする。

なお、原本調査を拒否し又は調査を妨害する会員については、不正行為の早期発見の要請が働くことから、上記3②と同様、司法書士会と支部が迅速に情報を交換し、連携協力して事実の調査を行い、さらに被害拡大防止のため、緊急対応における連携、役割分担を定め、秘密保持に関する点にも考慮し、協力関係を構築する。

- ④当法人は、当法人に対する業務報告の未報告により除名した会員について、司法書士法第2条に抵触するものとして司法書士会に対し会長指導等を促したうえで、法務局又は地方法務局長に対し、懲戒処分 of 申立てを行う。

*当法人の定款諸規則により、会員は当法人に対し業務報告をする義務が課せられているにもかかわらず、その義務を履行せず、複数の未報告の会員が除名される事態にいたっている。一部の会員においては業務報告を軽視するかのような発言がみられるが、それらの会員はこれまでの横領等の不正行為を行った会員の多くが業務報告を行っていなかった事実を全く理解していない。

今回の不祥事の発生を受けて、当法人は、「解体的出直し」「専門職としての自律の確保」の必要性が求められている以上、司法書士界全体として、成年後見業務を行うのであれば当法人へ入会し、研修を受講して名簿登載し、受託した業務報告義務を履行することは当然のことであると考えます。

そして、その意識改革を高めるため、自由意思で入会した司法書士である会員が定款諸規則で定められた義務を履行しないことが、公正かつ誠実な業務、品位の保持義務違反に該当するとして、司法書士会に対し会長指導を促し、法務局又は地方法務局長に対し、懲戒処分 of 申立てを行う。

4. 日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）との連携

①当法人及び日司連において合同の対策部を設置し、具体的な方策について定期的に協議するとともに、緊急を要する場合は、随時対応策を講じる体制を構築する。
なお、当法人専務理事及び日司連専務理事間においては、常に連絡が取れる状態とし、全国における情報等を交換し、緊急対応が必要な場合に備える。

*現在、当法人及び日司連間において、会員の不祥事の再発防止及び早期発見等について協議をするため合同対策部を継続して開催しているところである。

以上

危険因子による通帳等原本確認に関する実施要綱

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、定款第4条、会員執務規則第6条の2、支部運営規程基準第7条第3項・第5項・第12条の2第2項・第4項・第17条の2第2項・第4項に定める会員の事務処理について指導監督の必要がある場合の調査（以下、「原本確認調査」という）の履行を図り、もって会員の執務管理及び指導監督並びに不祥事再発防止に資する目的のため、この実施要綱を定める。

第1 危険因子の把握及び司法書士会への情報提供

- 1 支部長は、執務管理委員会、苦情対応窓口、司法書士会等を通じて、会員の危険因子の事実等の把握に努める。
- 2 支部長は、危険因子の事実の緊急性や危険因子が顕在化している事象の有無等を把握するために、別紙「危険因子としての事実等チェックリスト」を利用し、各事実等の重大性に応じて原本確認調査を実施するものとする。
- 3 支部長は、危険因子に関する事実または情報を本部と協議のうえ司法書士会に提供するものとする。

第2 対象会員への指示対応について

- 1 支部長は、対象会員に対する原本確認調査方法を、対象会員の事務所訪問による方法または当法人支部事務局所在地に当該会員に原本を持参させ確認する方法等によって実施するものとする。
- 2 支部長は、原本確認調査を実施する日時・場所・実施方法を対象会員に通知し、対象会員への通知日より1週間以内に候補日の回答を求め、原則として対象会員の回答に応じて原本確認調査が行えるよう日程調整に努めるものとする。
- 3 対象会員が1週間以内に回答をしない場合または原本確認調査を拒否する旨の回答をした場合には、支部長は本部と協議の上、家庭裁判所若しくは所属する司法書士会に通知するものとする（支部運営規程第7条第7項、第12条の2第6項、第17条の2第6項）。

第3 通帳等の原本確認の具体的対応について

- 1 支部は、以下の原本確認実施一覧表に基づき、通帳その他の原本の確認をするものとし、その調査内容によって、第4の対応をとるものとする。
- 2 支部は、原本確認調査の結果について、本部に1か月に1回定期的に報告するもの

とする。

【原本確認実施一覧表】

	原本確認対象	確認作業
①	預貯金通帳 定期預金証書	未報告期間または支部長が指定する1年以上の期間の全ての通帳・定期証書の写しを提出させ、その期間すべての原本通帳・定期証書等と照合する。
②	現金出納帳	未報告期間または支部長が指定する1年以上の期間の全ての現金出納帳の写しを提出させる（ただし、現金出納帳の原本がある場合はその写しと照合する）。 ※現金出納帳の記載内容から現金そのものの確認を要すると思われる場合には、当日ないし後日、現金そのものの残高について確認する。
③	家庭裁判所（監督人）提出時の財産目録	未報告期間または支部長が指定する1年以上の期間に家庭裁判所（監督人）報告時に提出した全ての財産目録の写しを提出させ、その内容と①②の原本確認対象の変動について確認する。

※未報告期間とは、支部に対する直近報告の時から調査時点直近までの期間をいう（ただし、支部に対して全く報告していない場合は、後見人等就任から調査時点直近までの期間をいう）。また、危険因子の事実や情報の内容によって、期間を考慮すべき場合もあることから、支部長は期間を指定することもできることにする。

※L Sシステム等の直近報告の時から調査時点直近までの期間の通帳の動きについても、不適切な出入りがないか否か確認する。

第4 不正の疑いがある場合の対応について

1. 支部長は、当該会員の執務について横領等の不正の疑いがある場合には、直ちに当法人専務理事及び司法書士会に連絡し、専務理事の指示によって、司法書士会と迅速に情報交換を行い、連携協力して調査をする。
2. 上記「1」の場合、支部長は本部に対して書面をもって1週間以内に報告するものとし、本部と協議のうえ、家庭裁判所へ通知する（支部運営規程基準第7条第7項、同第12条の2第6項、同第17条第6項）。
3. 支部長は、当該会員の執務について、上記「1」以外の緊急でないものの不適切な状況を把握した場合には、本部と協議のうえ家庭裁判所若しくは司法書士会へ通知することができる（支部運営規程基準第7条第7項、同第12条の2第6項、同第17条第6項）。この場合、日本司法書士会連合会からの要請を踏まえ、速やかに司法書士

会へ報告するものとする。支部長は本部に対して書面をもって2週間以内に報告する。

附則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成27年3月24日から施行する。

危険因子としての事実等チェックリスト

I 特に問題があると思われる危険因子の事実または情報（チェック1個で実施）

（以下記載の事実または情報が一つでもあれば、通帳等の原本確認を実施する）

※ **危険因子とは**、本チェックリストの各リスト項目記載の事実や情報をいうものであって、会員自体を指し示した概念ではないので、誤解のなきようにしていただきたい。各リスト項目記載の事実や情報が顕在化した会員に対して、通帳等の原本確認を行うという趣旨である。

（家庭裁判所関係）

- 家庭裁判所から会員の報告遅滞があると情報提供があった
- 家庭裁判所から会員に対する指導要請があった

（懲戒等）

- 成年後見事件に関する懲戒処分を受けた
- 成年後見事件以外の事件のうち、財産管理や報酬に関する事件で懲戒処分を受けた

（当法人の指導等）

- 当法人から理事長指導または業務改善命令が出た
- 当法人の後見人等候補者名簿停止または後見人等候補者名簿特別削除となった

（報告懈怠・遅滞）

- 当法人に対する業務報告を報告提出期限から全件または一部を2か月超遅滞している

（成年後見事件に関する以下の苦情、非違情報）

- 相続人等への財産の引渡が半年間以上遅滞しているという苦情があった
- 報酬に関する苦情があった
- 会員との連絡が1週間以上取れないという苦情があった
- 成年被後見人等の施設利用料等の支払いが2か月分以上滞っているという苦情があった
- 非違行為の疑いがあることの情報があった
- その他明らかに不適切な執務が行われていると思われる苦情があった
（ただし、上記苦情については、正当な理由がある場合を除く）

（報酬付与）

- 1年半以上報酬付与の申立を合理的理由（例えば、成年被後見人等の資産が少ない等）がないにもかかわらず行っていない

(名簿未登載)

1年以上後見人等候補者名簿未登載のまま成年後見事件を遂行している

(会費)

当法人に対する会費の納入が半年以上遅滞している

(退会)

成年後見事件を受任したまま当法人に退会届を提出した

Ⅱ 次に問題があると思われる危険因子の事実または情報（チェック2個で実施）

（以下記載の事実または情報が二つ以上あれば、通帳等の原本確認を実施する）

（懲戒等）

成年後見事件以外の事件（ただし、Ⅰ以外）に関する懲戒処分を受けた

（成年後見事件以外の事件等に関する苦情、非違情報）

成年後見事件以外の事件に関する苦情があった

成年後見事件に関するⅠ以外の事件に関する苦情があった

成年後見事件以外の事件について、非違行為の疑いがあることの情報があつた

（名簿未登載）

1年未満の間成年後見事件を受任しているにもかかわらず、後見人等候補者名簿未登載のまま成年後見事件を遂行している

成年後見事件を受任しているにもかかわらず、後見人等候補者名簿の更新申請をしなかった

（会費）

当法人に対する会費の納入が3か月以上遅滞している

（事務所状況）

会員の事務所内において机上の書類が山積み状態、ゴミが散乱している等重要書類等の管理に懸念があるとの情報があつた

会員は最近賃貸事務所を引き払うなど業務上の売上減少が生じていることが伺われ、お金の困っている可能性があるとの情報があつた

（会員の状況）

他の会員からお金を借りている、または、他の会員へ借金の申込があるとの情報があつた

会員が健康を害し、執務に支障が生じている可能性があるとの情報があつた

会員がギャンブル依存症ではないかとの情報があつた

（交際相手）

会員が反社会的勢力とトラブルがある、または、会員が反社会的勢力と交際があるとの情報があつた

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
会員の執務状況の調査等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、会員が行う定款第4条第1項所定の後見等の事務（以下「後見等の事務」という。）の遂行状況等に関し、会員執務規則第6条の2の規定に基づく本法人の調査及び事情聴取（以下「調査等」という。）について必要な事項を定める。

(調査等の方法)

第2条 理事長は、後見等の事務において支援を受ける者の生命、身体、自由、財産等の権利の保護のため、会員に対する調査等を本法人の主たる事務所、支部又は会員の事務所等において行うことができる。この場合において、理事長は、会員に対し、後見等の事務に関する通帳・帳簿書類等の提示又はその写しの提出を求め、かつ、口頭又は書面による説明を求めることができる。

(調査等の対象)

第3条 調査等は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 後見等の事務に関する通帳・帳簿書類等の内容及びその管理に関する事項
- (2) 後見等の事務に関する記録の整備に関する事項
- (3) その他理事長が特に調査等の必要があると認めた事項

(調査員)

第4条 理事長は、第2条の調査等を行わせるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、会員の中から理事長が委嘱する。ただし、特に必要があると認めるときは、会員以外の者を調査員に委嘱することができる。

3 調査員が調査等を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(調査期日等の通知)

第5条 調査等を行うときは、理事長は、会員に対し、調査等の期日、調査員氏名その他必要な事項を記載した書面をもって、調査等の期日の2週間前までに通知する。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(受忍義務)

第6条 会員は、調査員が後見等の事務に関する通帳・帳簿書類等の原本の提示又はその写しの提出を求めたときは、正当な事由がない限り、これを拒んではならない。

(調査等の結果)

第7条 調査員は、調査等を行った結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 会員が、正当な理由なく調査等を拒み、妨げ、又は忌避したときは、調査員は、調査等の要旨を説示し、なお応じなかったときは、その旨を理事長に報告しなければならない。
- 3 前項の場合において、理事長は、関係する家庭裁判所及び会員が所属する司法書士会に対し、会員が調査等を拒んだ事実を通知することができる。
- 4 第2項の場合、理事長は、会員に対し、必要な指示を行うとともに、その必要があると認めるときは、関係者から事情を聞くことができる。

(秘密の保持)

第8条 調査員は、その担当した調査等について知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 本規程の施行に必要な事項は、細則等として理事長が定める。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の承認を要する。

附則

(施行期日)

- 1 本規程は、平成27年4月1日から施行する。